

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査について述べたものである。電波法（第 2 6 条の 2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分（三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の(1)及び(2)に掲げる無線局の種類ごとの当該(1)及び(2)に定める事項の別による区分をいう。）ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う B 、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- (1) C 基地局 周波数帯（三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。以下同じ。）、 C 基地局の免許人その他総務省令で定める事項
- (2) C 基地局以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項
- ② 総務大臣は、利用状況調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査を行うため必要な限度において、免許人又は登録人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

A	B	C
1 周波数割当計画	無線通信の利用頻度	公共業務用
2 無線設備の技術基準	無線通信の通信量	公共業務用
3 周波数割当計画	無線通信の通信量	電気通信業務用
4 無線設備の技術基準	無線通信の利用頻度	電気通信業務用

[2] 固定局の予備免許中における工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第 8 条、第 9 条、第 1 1 条及び第 1 9 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 3 週間以内に電波法第 1 0 条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否することができる。
- 3 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 4 総務大臣は、予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

[3] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A から許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 特性周波数の基準周波数	0.5 パーセント
2 特性周波数の基準周波数	0.1 パーセント
3 特性周波数の割当周波数	0.5 パーセント
4 特性周波数の割当周波数	0.1 パーセント

[4] 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第 3 1 条及び第 3 7 条）及び電波法施行規則（第 1 1 条の 3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第 3 1 条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。
注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。
- 2 26.175MHz を超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第 3 1 条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 3 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 2 分の 1 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 4 空中線電力 20W 以上の送信設備には、電波法第 3 1 条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

[5] 次の記述のうち、空中線電力等の定義に適合しないものはどれか。電波法施行規則（第 2 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数 1 サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 2 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約 10 分の 1 秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 4 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数 1 サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

[6] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局（登録局を除く。）に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第 7 2 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の空中線電力が免許記録に記録されている空中線電力の範囲を超えていると認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の質が電波法第 2 8 条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数が免許記録に記録されている周波数以外のものであると認めるとき。

[7] 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法施行規則（第 3 4 条の 7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（電波法第 3 9 条（無線設備の操作）第 7 項の総務省令で定める無線局を除く。）の免許人、登録人又は電波法第 7 0 条の 9（登録人以外の者による登録局の運用）第 1 項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人、登録人又は電波法第 7 0 条の 9（登録人以外の者による登録局の運用）第 1 項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任しようとするときは、あらかじめ	操作の監督	3 年以内
2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に	操作の監督	5 年以内
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に	操作及び運用	3 年以内
4 選任しようとするときは、あらかじめ	操作及び運用	5 年以内

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第 5 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信
3 重要無線通信を行う無線局	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第 5 9 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第 4 条（秘密の保護）第 1 項又は第 1 6 4 条（適用除外等）第 3 項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[10] 次に掲げる処分のうち、無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行う運用許容時間の制限
- 2 期間を定めて行う周波数の制限
- 3 期間を定めて行う電波の型式の制限
- 4 期間を定めて行う空中線電力の制限

[11] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 **A** 必要があるときは、無線局の **B** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の **C** の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数
3 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
4 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力

[12] 無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、できる限り速やかにその旨を総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。